表1　定期水質検査の検査頻度（水質基準項目）

No	基準項目	基準値（mg／L）	分類	削減不可項目	省略不可項目	※1 給水区域内の過去3年間の最大値（H30年度～R2年度）（<x.xxは、定量下限値以下を表す）	原水			給水	
							浄水受水	地下水（認定水源）	地下水（緊急用井戸）	法令に基づく検査頻度	蛇口
1	一般細菌	100n／mL以下	病原生物の代替指標	●	◎	0				月1回	月1回
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	陰性					
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg／L以下	無機物・重金属			<0.0003					
4	水銀及びその化合物	0.0005mg／L以下				<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01mg／L以下				<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01mg／L以下				<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg／L以下				<0.001					
8	六価クロム化合物	0.02mg／L以下				<0.005					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg／L以下				<0.004					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg／L以下		●	◎	<0.001					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／L以下				2.77					
12	フッ素及びその化合物	0.8mg／L以下				0.11					
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg／L以下				<0.1					
14	四塩化炭素	0.002mg／L以下	一般有機・化学物質			<0.0002					
15	1,4－ジオキサン	0.05mg／L以下				<0.005					
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg／L以下				<0.001					
17	ジクロロメタン	0.02mg／L以下				<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg／L以下				<0.001					
19	トリクロロエチレン	0.01mg／L以下				<0.001					
20	ベンゼン	0.01mg／L以下				<0.001					
21	塩素酸	0.6mg／L以下	消毒副生成物	●	◎	0.28	年5回（A）	－	－	年4回	
22	クロロ酢酸	0.02mg／L以下		●	◎	<0.002		－	－		
23	クロロホルム	0.06mg／L以下		●	◎	0.024		－	－		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg／L以下		●	◎	0.004		－	－		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg／L以下		●	◎	0.013		－	－		
26	臭素酸	0.01mg／L以下		●	◎	0.002		－	－		
27	総トリハロメタン	0.1mg／L以下		●	◎	0.054		－	－		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg／L以下		●	◎	0.010		－	－		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg／L以下		●	◎	0.016		－	－		
30	ブロモホルム	0.09mg／L以下		●	◎	0.004		－	－		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg／L以下		●	◎	<0.008		－	－		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg／L以下	色			<0.005		年2回	年1回		年1回（B）
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg／L以下				0.03					
34	鉄及びその化合物	0.3mg／L以下				0.07					年4回
35	銅及びその化合物	1.0mg／L以下				<0.01					年1回（B）
36	ナトリウム及びその化合物	200mg／L以下	味覚			27.8					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg／L以下	色			<0.005					
38	塩化物イオン	200mg／L以下	味覚	●	◎	37.4				月1回	月1回
39	カルシウム，マグネシウム等（硬度）	300mg／L以下				127				年4回	年4回
40	蒸発残留物	500mg／L以下				278					
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg／L以下	発泡			<0.02					年1回（B）
42	ジェオスミン	0.00001mg／L以下	カビ臭	●		<0.000001				発生時期に月1回	発生時期に月1回
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg／L以下		●		0.000002					
44	非イオン界面活性剤	0.02mg／L以下	発泡			<0.002				年4回	年1回（B）
45	フェノール類	0.005mg／L以下	におい			<0.0005					
46	有機物等（TOC）	3mg／L以下	味覚	●	◎	1.1				月1回	月1回
47	pH値	5.8以上8.6以下	一般性状	●	◎	8.2					
48	味	異常でないこと		●	◎	異常でない					
49	臭気	異常でないこと		●	◎	異常でない					
50	色度	5度以下		●	◎	1.0					
51	濁度	2度以下		●	◎	<0.1					

※1　R3年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

（A）　浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回／年のデータ＋千葉市が測定する1回／年のデータ。

（B）　この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約　過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表2　　定期水質検査の検査頻度（水質管理目標設定項目）

	水質管理目標設定項目	目　標　値（mg／L）	原　水			給　水
			浄水受水※（A）	地下水（認定水源）	地下水（緊急用井戸）	蛇　口
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg／L以下	年5回	年1回	年1回	—
2	ウラン及びその化合物	0.002mg／L以下（暫定）				—
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg／L以下		—	—	年1回
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg／L以下		年1回	年1回	—
8	トルエン	0.4mg／L以下				—
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg／L以下				—
10	亜塩素酸	0.6mg／L以下		—	—	—
12	二酸化塩素　※1	0.6mg／L以下	—	—	—	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg／L以下（暫定）	年5回	—	—	年1回
14	抱水クロラール	0.02mg／L以下（暫定）		—	—	
15	農薬類　※2	1以下(検出値と目標値の比の和として)	年1回	年1回	—	—
16	残留塩素	1mg／L以下	年5回	—	—	毎月
17	カルシウム，マグネシウム等（硬度）	10以上一100mg／L以下				
18	マンガン及びその化合物	0.01mg／L以下				
19	遊離炭酸	20mg／L以下	年5回	年1回	年1回	—
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg／L以下				—
21	メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）	0.02mg／L以下				—
22	有機物等（KMnO4消費量）	3mg／L以下				
23	臭気強度（TON）	3以下	年5回	年1回	年1回	年1回
24	蒸発残留物	30以上-200mg／L以下				
25	濁度	1度以下				
26	pH値	7.5程度				
27	腐食性（ランゲリア指数）	－1程度以上とし，極力0に近づける	年5回	年1回	年1回	年1回
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下(暫定)				
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／L以下				
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg／L以下（アルミニウムに関して）				
31	PFOS及びPFOAの量の和	0.00005mg/L以下（暫定）	年5回	年1回	年1回	年1回

※1　二酸化塩素は、消毒剤として使用していないため、検査を省略する

※2　農薬類（表3・4）

農薬類の目標値は、農薬ごとの検出値をそれぞれの目標値で除した値の総和とする

※（A）　浄水受水の水質データは千葉県営水道から提供される4回/年のデータ＋千葉市が測定する1回/年のデータ（農薬除く）

☒　:基準項目の検査で行う

有機物等（KMnO4消費量）は基準項目の有機物等（TOC）のデータを代替する

—　：　未検査

4、6、7、11は欠番

表3　定期水質検査の検査頻度（その他項目、毎日検査項目）

その他項目	原　水				給水栓（蛇 口）
	浄水受水		地下水（認定水源）	地下水（緊急用井戸）	
	検査結果照会	受水検査			
アンモニア態窒素	※1	—	月1回	—	—
ダイオキシン類	※1	—	年1回	—	—
※2 色度	年4回	年1回	—	—	毎日
※2 濁度	年4回	年1回	—	—	毎日
※2 残留塩素	年4回	年1回	—	—	毎日
※2 pH値	年4回	年1回	—	—	毎日
※2 臭気	年4回	年1回	—	—	毎日
クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）	※1	—	年4回	年4回	—
放射性セシウム（Cs134・Cs137）	※1	—	年4回	年4回	—

※1　原水の検査結果を県営水道のホームページで確認する

※2　法令に基づく項目

— は、未検査

表4　水質管理目標設定項目の農薬類

水質検査項目(49項目)

水質管理目標設定項目		用　途	目標値　（mg/L）
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05
2	EPN	殺虫剤	0.004
3	MCPA	除草剤	0.005
4	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006
5	イソキサチオン	殺虫剤	0.005
6	イソプロチオラン（IPT）	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3
7	イプロベンホス（IBP）	殺菌剤	0.09
8	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006
9	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08
10	オキシン銅(有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03
11	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02
12	キャプタン	殺菌剤	0.3
13	グルホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02
14	クロルニトロフェン（CNP）	除草剤	0.0001
15	クロルピリホス	殺虫剤	0.003
16	クロロタロニル（TPN）	殺虫剤・殺菌剤	0.05
17	シアノホス（CYAP）	殺虫剤	0.003
18	ジクロルボス（DDVP）	殺虫剤	0.008
19	ジクワット	除草剤	0.01
20	シマジン（CAT）	除草剤	0.003
21	ジメトエート	殺虫剤	0.05
22	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003
23	ダゾメット,メタム及び メチルイソチオシネート	殺菌剤、殺虫剤	0.01
24	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02
25	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
26	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3
27	トリクロピル	除草剤	0.006
28	トリクロルホン（DEP）	殺虫剤	0.005
29	トリフルラリン	除草剤	0.06
30	ナプロパミド	除草剤	0.03
31	パラコート	除草剤	0.005
32	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005
33	フェニトロチオン（MEP）	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.01
34	フェノブカルブ（BPMC）	殺虫剤・殺菌剤	0.03
35	フェントエート（PAP）	殺虫剤・殺菌剤	0.007
36	ブタミホス	除草剤	0.02
37	フルアジナム	殺菌剤	0.03
38	プロシミドン	殺菌剤	0.09
39	プロチオホス	殺虫剤	0.007
40	プロピザミド	除草剤	0.05
41	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03
42	ベノミル	殺菌剤	0.02
43	ベンタゾン	除草剤	0.2
44	ペンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3
45	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.02
46	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
47	マラチオン（マラソン）	殺虫剤	0.7
48	メソミル	殺虫剤	0.03
49	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2